



鳥取県公報

平成13年9月28日(金)
号外第103号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例(46)(総務課).....	9
	鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例(47)(同和対策課).....	14
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(48)(県民生活課).....	15
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(49)(税務課).....	22

——— 公布された条例のあらまし ———

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県災害対策本部条例
- (2) 鳥取県消防顕彰金条例
- (3) 鳥取県障害者施策推進協議会条例
- (4) 鳥取県特別医療費助成条例
- (5) 鳥取県理容師法施行条例
- (6) 鳥取県男女共同参画推進条例
- (7) 鳥取県職業能力開発審議会条例
- (8) 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例
- (9) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(7)の改正は平成13年10月1日から、1の(9)の改正は平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

2 設置(第2条関係)

県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため、鳥取県立人権ひろば21(以下「人権ひろば21」という。)を鳥取市に設置することとした。

3 行為の制限(第3条関係)

(1) 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならないこととした。

- ア 人権ひろば21の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする

こと。

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

エ その他知事が別に定める行為

(2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができることとした。

4 措置命令(第4条関係)

知事は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

5 管理の委託(第5条関係)

知事は、人権ひろば21の管理を社団法人鳥取県人権文化センターに委託することとした。

6 規則への委任(第6条関係)

この条例に定めるもののほか、人権ひろば21の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において、次のアからオまでに掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものその他規則で定めるものをいうこと。

イ 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼育する場合は、その者を含む。)をいうこと。

ウ 特定動物 ライオン、くま、わにその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で規則で定めるものをいうこと。

エ 飼育施設 動物を飼育するための工作物をいうこと。

オ 飼い犬 飼い主のある犬をいうこと。

3 県の責務(第3条関係)

県は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする事とした。

4 市町村の責務(第4条関係)

市町村は、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

5 県民の責務(第5条関係)

県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

6 飼い主の責務(第6条関係)

(1) 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼育するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は近隣に迷惑をかけないように飼育しなければならないこととした。

(2) 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼育するよう努めるとともに、やむを得ず飼育することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならないこととした。

(3) 飼い主は、動物が繁殖してこれを自ら飼育し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

7 動物の飼い主の遵守事項（第7条関係）

飼い主は、その飼育する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

- ア 適正にえさ及び水を与えること。
- イ 適正に飼育することができる飼育施設を設けること。
- ウ 疾病の予防等の健康管理を行うこと。
- エ 汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと。
- オ 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- カ 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚染し、又は損傷させないこと。
- キ 逃げ出した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容に努めること。

8 特定動物の飼い主の遵守事項（第8条関係）

特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について7のアからキまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

- ア 特定動物が逃げ出さないように、定期的に飼育施設の点検を行うこと。
- イ 特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておくこと。
- ウ 特定動物を飼育している旨の標識を、飼育施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

9 犬の飼い主の遵守事項（第9条関係）

犬の飼い主は、その飼育する犬について、7のアからキまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、この限りでないこと。

- (ア) 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合
- (イ) 飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合
- (ウ) その他規則で定める場合

イ ア(ア)から(ウ)までに掲げる場合においては、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講ずること。

ウ 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

エ 飼い犬の本能、習性、生理等を理解し、飼い犬に適したしつけを行うこと。

オ 飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしたときは、直ちに当該ふんをこれらの場所等から除去し、持ち帰ること。

カ 飼い犬を飼育している旨の標識を、飼育施設（係留場所を含む。）のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

10 ねこの飼い主の遵守事項（第10条関係）

ねこの飼い主は、その飼育するねこについて、7のアからキまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 首輪をつける等自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。

イ 公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしないようにする等他人に迷惑をかけないためのしつけを行うよう努めること。

11 特定動物の飼育許可（第11条関係）

(1) 特定動物を飼育しようとする者は、動物の区分及び飼育施設ごとに知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととした。

ア 国又は地方公共団体が、その設置し、及び管理する施設内において特定動物を飼育する場合

イ 博物館法に規定する博物館（主として動物を収集し、及び展示するものに限る。）又は同法の規定により指定を受けた博物館に相当する施設（主として動物を収集し、及び展示するものに限る。）内において特定動物を飼育する場合

ウ 獣医療法に規定する診療施設内において獣医師が診療のために特定動物を飼育する場合

(2) (1)の許可（以下「飼育許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

ア 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 飼育の目的

ウ 特定動物の種類及び数

エ 飼育施設の所在地

オ 飼育施設の構造、規模及び数

カ 飼育の作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の氏名及び住所

キ その他規則で定める事項

(3) (2)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 飼育施設の平面図及び立面図

イ 申請者及び作業従事者の特定動物の飼育又はその作業に関する経歴書

ウ その他規則で定める書類

12 許可の要件等（第12条関係）

(1) 知事は、11(2)の申請が次に掲げる要件に適合していると認める場合に限り、飼育許可をするものとする事とした。

ア 申請に係る飼育施設が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 特定動物の破壊力に耐え得る十分な強度を有すること。

(イ) 容積は、飼育する特定動物の数に応じ、適当なものとすること。

(ウ) その他規則で定める基準

イ 申請者が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 満18歳に満たない者

(イ) 16により飼育許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過していない者

(ウ) 法若しくはこの条例又は法若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過していない者

(2) 飼育許可には、有効期間その他必要な条件を付することができることとした。

13 変更の許可等（第13条関係）

(1) 飼育許可（変更の許可を含む。以下同じ。）を受けた者は、11(2)ウからカまでに掲げる事項を変更しようとするとき（11(2)カに掲げる事項にあっては、作業従事者を変更する場合に限る。）は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、当該飼育許可に係る飼育施設において飼育する特定動物と同一種類で、かつ、同一数以内において変更するとき、又は規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでないこととした。

(2) (1)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととした。

- ア 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 変更に係る事項
- ウ 変更の理由
- エ その他規則で定める事項

(3)(2)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととした。

ア 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合は、当該変更又は増設に係る飼育施設の平面図及び立面図

イ 作業従事者を変更する場合は、当該変更後の作業従事者に係る11(3)イに掲げる書類

ウ その他規則で定める書類

(4)(1)の許可の要件等は、12と同様とすることとした。

(5)(1)のただし書に該当する変更をしようとする者は、当該変更に係る事項をあらかじめ知事に届け出なければならないこととした。

(6) 飼育許可を受けた者は、11(2)ア、イ、カ又はキに掲げる事項に変更があったとき(11(2)カに掲げる事項にあっては、作業従事者を変更しない場合に限る。)は、速やかにその旨を知事に届け出なければならないこととした。

14 施設内飼育（第14条関係）

飼育許可を受けた者は、特定動物を当該飼育許可に係る飼育施設内で飼育するものとし、当該飼育施設の外へ出してはならないこととした。ただし、疾病の治療等のため特定動物を診療施設に輸送する場合その他規則で定める場合であって、人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのない安全な方法で取り扱うときは、この限りでないこととした。

15 廃止等の届出（第15条関係）

飼育許可を受けた者は、特定動物の飼育を廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならないこととした。

16 許可の取消し（第16条関係）

知事は、飼育許可を受けた者が次のアからカまでのいずれかに該当するときは、その飼育許可を取り消すことができることとした。

ア 8又は24(1)若しくは(2)に違反して、人の生命、身体又は財産を侵害したとき。

イ 12(2)の飼育許可の条件に違反したとき。

ウ 13(1)により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき。

エ 14に違反したとき。

オ 24(1)若しくは(4)による命令又は(3)による命令若しくは禁止に違反したとき。

カ 不正の手段により飼育許可を受けたとき。

17 野犬等の収容（第17条関係）

(1) 知事は、飼い犬以外の犬又は9アに違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができることとした。

(2)(1)の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができることとした。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでないこととした。

(3)(2)により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

18 収容の公示等（第18条関係）

(1) 知事は、17(1)により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所そ

の他必要な事項を規則で定めるところにより、3日間公示するものとする。こととした。

- (2) 飼い主は、(1)の通知を受けた場合にあっては当該通知が到達した後1日以内に、(1)の公示があった場合にあっては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならないこととした。
- (3) 知事は、飼い主が(2)の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができることとした。ただし、飼い主からやむを得ない理由により(2)の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができないこととした。
- (4) (1)から(3)まで(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、知事が、法の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合についても同様とする。こととした。

19 犬、ねこ等の譲渡(第19条関係)

- (1) 知事は、法の規定により引き取った犬若しくはねこ又は18(2)(18(4))の場合を含む。)に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができることとした。
- (2) (1)による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならないこととした。

20 野犬等の薬殺処分(第20条関係)

- (1) 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、17(1)による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができることとした。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならないこととした。
- (2) (1)による殺処分の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定めることとした。
- (3) 知事は、必要があるときは、(1)による殺処分の実施について、市町村長に対し協力を求めることができることとした。

21 感染症の予防(第21条関係)

知事は、動物の飼い主に対し動物に起因する感染症の予防対策の普及啓発を行うよう努めるものとする。こととした。

22 緊急時の措置(第22条関係)

- (1) 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに保健所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならないこととした。
- (2) 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃げ出さないようにすること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならないこととした。
- (3) 知事は、特定動物が飼育施設から逃げ出した場合において、人の生命又は身体に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を収容し、又は殺処分することができることとした。

23 事故発生時の措置(第23条関係)

- (1) 特定動物又は犬の飼い主は、その飼育する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならないこととした。
- (2) 犬の飼い主は、その飼育する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならないこととした。

24 措置命令(第24条関係)

- (1) 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が8ア又はイに違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。
- (2) 知事は、9ア若しくはイ若しくは23(2)に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、

身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができることとした。

ア 9アに違反している犬の飼い主にあつては、犬を係留し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。

イ 23(2)に違反している犬の飼い主にあつては、狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させること。

ウ 犬に口輪をかける方法により飼育すること。

エ その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(3) 知事は、飼育許可に係る飼育施設が12(1)アに規定する基準に適合していないと認めるときは、当該飼育許可を受けた者に対し、当該飼育施設の修理若しくは改造を命じ、当該修理若しくは改造が完了するまでの間特定動物の他の飼育施設への移送を命じ、又は当該飼育施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができることとした。

(4) 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が14に違反していると認めるとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該飼育許可を受けた者又は当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができることとした。

ア 14に違反している特定動物の飼い主にあつては、特定動物を飼育施設内で飼育すること。

イ 特定動物を殺処分すること。

ウ その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

25 立入調査等(第25条関係)

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。

(2) (1)により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

(3) (1)による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

26 動物愛護管理員及び動物愛護技術員(第26条関係)

(1) 知事は、法の規定による立入検査、25(1)による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くこととした。

(2) 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置くこととした。

27 手数料等(第27条関係)

(1) 次のア及びイに掲げる者は、それぞれア及びイに定める額の手数料を納付しなければならないこととした。

ア 11(1)により許可を受けようとする者 1件につき1万6,000円

イ 13(1)により許可を受けようとする者 1件につき1万円

(2) 法の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は17(1)により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならないこととした。

28 規則への委任(第28条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

29 罰則(第29条 - 第32条関係)

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとした。

- ア 11(1)に違反して、知事の許可を受けないで特定動物を飼育した者
 - イ 13(1)に違反して、知事の許可を受けないで11(2)ウからカまでに掲げる事項を変更した者
 - ウ 14に違反した者
 - エ 24(4)による命令に違反した者
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処することとした。
- ア 24(1)による命令に違反した者
 - イ 24(2)による命令(24(2)イに係るものを除く。)に違反した者
 - ウ 24(3)による命令又は禁止に違反した者
- (3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処することとした。
- ア 9ア又はイに違反した者
 - イ 22(1)による通報をせず、又は虚偽の通報をした者
 - ウ 23(1)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - エ 24(2)による命令(24(2)イに係るものに限る。)に違反した者
 - オ 25(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - カ 25(1)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は25(1)による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、(1)から(4)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、(1)から(4)までの罰金刑又は科料を科すこととした。

30 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 鳥取県飼い犬管理条例は、廃止することとした。
- (3) この条例の施行の際現に特定動物を飼育している者は、この条例の施行の日から起算して3月間は飼育許可を受けないで引き続き当該特定動物を飼育することができることとした。その者が当該期間内に飼育許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされるまでの間も、同様とすることとした。
- (4) この条例の施行前に廃止前の鳥取県飼い犬管理条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなすこととした。
- (5) この条例の施行前にした廃止前の鳥取県飼い犬管理条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。
- (6) 職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。
- (7) 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 県民税の法人税割の特例税率の適用期間を、平成14年4月1日から平成19年3月31日まで5年間延長することとした。(第40条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成13年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

法令の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県災害対策本部条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県災害対策本部条例(昭和37年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第 7 項の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>現地災害対策本部の組織</u>)</p> <p>第 4 条 <u>現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第 5 条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第 6 項の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 4 条 略</p>

(鳥取県消防顕彰金条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県消防顕彰金条例(昭和44年鳥取県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の一部事務組合又は広域連合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第5号に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第15条の2に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県内の市町村の消防の一部事務組合に勤務する消防吏員（消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条に規定する消防吏員をいう。）及び市町村に勤務する消防団員（同法第15条の2に規定する消防団員をいう。）（以下「消防団員等」という。）に対する顕彰金及び殉職者特別顕彰金の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第27条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第30条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第4条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。</p> <p>6～9 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項に規定する厚生大臣の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。</p> <p>6～9 略</p>

(鳥取県理容師法施行条例の一部改正)

第5条 鳥取県理容師法施行条例（平成12年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(理容を行う場合の衛生措置) 第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。	(理容を行う場合の衛生措置) 第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第6条 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第37条 審議会の庶務は、 <u>生活環境部</u> において処理する。	(庶務) 第37条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。

(鳥取県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第7条 鳥取県職業能力開発審議会条例(昭和44年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第2項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第97条第2項の規定に基づき、鳥取県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正)

第8条 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。	知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">貸付金の種類</th> <th style="width: 30%;">免除の条件</th> <th style="width: 40%;">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">貸付金の種類</th> <th style="width: 30%;">免除の条件</th> <th style="width: 40%;">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略		
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲											
略													
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲											
略													

看護職員修学資金

県内における看護職員（保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第59条の2又は第60条に規定する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、保健士又は看護士若しくは准看護士をいう。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護婦養成所をいう。以下同じ。）に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産婦の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健婦の業務に限る。）に従事し、引き続き3年間その業務に従事したとき。
イ 県内の施設
（1）～（3）略
（4）医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項

債務の全部

看護職員修学資金

県内における看護職員（保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条、第6条、第59条の2又は第60条に規定する保健婦、助産婦、看護婦、保健士又は看護士若しくは准看護士をいう。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健婦養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産婦養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護婦養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護婦養成所をいう。以下同じ。）に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

債務の全部

1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務（イ（7）に掲げる施設にあっては助産婦の業務、イ（8）に掲げる施設にあっては保健婦の業務に限る。）に従事し、引き続き3年間その業務に従事したとき。
イ 県内の施設
（1）～（3）略
（4）医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項ただし書の規定による許可を受けた主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院その他これに類するものとして知事が別

	<p>ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院（改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。）その他これに類するものとして知事が別に定める病院（（6）に掲げるものを除く。）</p> <p>（5）～（9）略</p> <p>□ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>			<p>に定める病院（（6）に掲げるものを除く。）</p> <p>（5）～（9）略</p> <p>□ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	
略			略		
備考 略			備考 略		

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第9条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）実習助手及び<u>寄宿舎指導員</u>をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）実習助手及び<u>寮母</u>をいう。</p>

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第10条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（周辺における店舗型性風俗特殊営業が禁止される施設） 第 8 条 法第28条第 1 項の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの （ 2 ）～（ 4 ） 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 この表において「病院」とは、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいい、「診療所」とは、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p>	<p>（周辺における店舗型性風俗特殊営業が禁止される施設） 第 8 条 法第28条第 1 項の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの （ 2 ）～（ 4 ） 略</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 この表において「病院」とは、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいい、「診療所」とは、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するものをいう。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の規定は平成13年10月 1 日から、第 9 条の規定は平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行の際現に同法第 1 条の規定による改正前の医療法（昭和23年法律第205号）第21条第 1 項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院において現に看護職員の業務に従事している者が引き続き当該病院において看護職員の業務に従事する場合における当該者に係る看護職員修学資金の返還に係る債務の免除に係る第 8 条の規定による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表看護職員修学資金の項の適用については、同項第 1 号イ(4)中「病院（改正法附則第 2 条第 1 項の規定による届出がされたものを除く。）」とあるのは、「病院」とする。

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成13年 9 月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第47号

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため、鳥取県立人権ひろば21（以下「人権ひろば21」という。）を鳥取市に設置する。

（行為の制限等）

第3条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。

- （1）人権ひろば21の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- （2）所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- （3）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- （4）その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

（措置命令）

第4条 知事は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

（管理の委託）

第5条 知事は、人権ひろば21の管理を社団法人鳥取県人権文化センターに委託する。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、人権ひろば21の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第48号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 動物の適正な飼育等（第7条 第10条）
- 第3章 特定動物の飼育（第11条 第16条）
- 第4章 動物の収容等（第17条 第21条）
- 第5章 緊急時の措置等（第22条 第26条）
- 第6章 雑則（第27条・第28条）
- 第7章 罰則（第29条 第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚、動物の健康及びその安全の保持、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止並びに公衆衛生の向上を図り、もって人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼育(保管を含む。以下同じ。)する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものその他規則で定めるものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者(所有者以外の者が飼育する場合は、その者を含む。)をいう。
- (3) 特定動物 ライオン、くま、わにその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で規則で定めるものをいう。
- (4) 飼育施設 動物を飼育するための工作物をいう。
- (5) 飼い犬 飼い主のある犬をいう。

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼育するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は近隣に迷惑をかけないように飼育しなければならない。

2 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼育するよう努めるとともに、やむを得ず飼育することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 飼い主は、動物が繁殖してこれを自ら飼育し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼育等

(動物の飼い主の遵守事項)

第7条 飼い主は、その飼育する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼育することができる飼育施設を設けること。
- (3) 疾病の予防等の健康管理を行うこと。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼育施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (6) 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚染し、又は損傷させないこと。
- (7) 逃げ出した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容に努めること。

(特定動物の飼い主の遵守事項)

第8条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物について、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定動物が逃げ出さないように、定期的に飼育施設の点検を行うこと。

- (2) 特定動物が逃げ出した場合に備え、捕獲用器材を所持し、常に使用できるように整備しておくこと。
- (3) 特定動物を飼育している旨の標識を、規則で定めるところにより、飼育施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、その飼育する犬について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼育し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合

イ 飼い犬を訓練し、移動し、又は運動させる場合

ウ その他規則で定める場合

- (2) 前号アからウまでに掲げる場合においては、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (4) 飼い犬の本能、習性、生理等を理解し、飼い犬に適したしつけを行うこと。
- (5) 飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしたときは、直ちに当該ふんをこれらの場所等から除去し、持ち帰ること。
- (6) 飼い犬を飼育している旨の標識を、規則で定めるところにより、飼育施設(係留場所を含む。)のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい場所に掲示すること。

(ねこの飼い主の遵守事項)

第10条 ねこの飼い主は、その飼育するねこについて、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 首輪をつける等自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めること。
- (2) 公共の場所又は他人の土地、建物等にふんをしないようにする等他人に迷惑をかけないためのしつけを行うよう努めること。

第3章 特定動物の飼育

(特定動物の飼育許可)

第11条 特定動物を飼育しようとする者は、規則で定める動物の区分及び飼育施設ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が、その設置し、及び管理する施設内において特定動物を飼育する場合
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館(主として動物を収集し、及び展示するものに限る。)又は同法第29条の規定により指定を受けた博物館に相当する施設(主として動物を収集し、及び展示するものに限る。)内において特定動物を飼育する場合
- (3) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設内において獣医師が診療のために特定動物を飼育する場合

2 前項の許可(以下「飼育許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 飼育の目的
- (3) 特定動物の種類及び数
- (4) 飼育施設の所在地
- (5) 飼育施設の構造、規模及び数
- (6) 飼育の作業に従事する者(以下「作業従事者」という。)の氏名及び住所

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 飼育施設の平面図及び立面図

(2) 申請者及び作業従事者の特定動物の飼育又はその作業に関する経歴書

(3) その他規則で定める書類

(許可の要件等)

第12条 知事は、前条第2項の規定による申請が次に掲げる要件に適合していると認める場合に限り、飼育許可をするものとする。

(1) 申請に係る飼育施設が次に掲げる基準に適合していること。

ア 特定動物の破壊力に耐え得る十分な強度を有すること。

イ 容積は、飼育する特定動物の数に応じ、適当なものとする。

ウ その他規則で定める基準

(2) 申請者が次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 満18歳に満たない者

イ 第16条の規定により飼育許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過していない者

ウ 法若しくはこの条例又は法若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過していない者

2 飼育許可には、有効期間その他必要な条件を付することができる。

(変更の許可等)

第13条 飼育許可(この項の規定による変更の許可を含む。以下同じ。)を受けた者は、第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするとき(同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更する場合に限る。)は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該飼育許可に係る飼育施設において飼育する特定動物と同一種類で、かつ、同一数以内において変更するとき、又は規則で定める軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更に係る事項

(3) 変更の理由

(4) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 飼育施設の構造若しくは規模を変更し、又は飼育施設を増設する場合は、当該変更又は増設に係る飼育施設の平面図及び立面図

(2) 作業従事者を変更する場合は、当該変更後の作業従事者に係る第11条第3項第2号に掲げる書類

(3) その他規則で定める書類

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 第1項ただし書に該当する変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

6 飼育許可を受けた者は、第11条第2項第1号、第2号、第6号又は第7号に掲げる事項に変更があったとき(同項第6号に掲げる事項にあっては、作業従事者を変更しない場合に限る。)は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(施設内飼育)

第14条 飼育許可を受けた者は、特定動物を当該飼育許可に係る飼育施設内で飼育するものとし、当該飼育施設の外へ出してはならない。ただし、疾病の治療等のため特定動物を診療施設に輸送する場合その他規則で定め

る場合であって、人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのない安全な方法で取り扱うときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第15条 飼育許可を受けた者は、特定動物の飼育を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第16条 知事は、飼育許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その飼育許可を取り消すことができる。

- (1) 第8条又は第22条第1項若しくは第2項の規定に違反して、人の生命、身体又は財産を侵害したとき。
- (2) 第12条第2項の飼育許可の条件に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (4) 第14条の規定に違反したとき。
- (5) 第24条第1項若しくは第4項の規定による命令又は同条第3項の規定による命令若しくは禁止に違反したとき。
- (6) 不正の手段により飼育許可を受けたとき。

第4章 動物の収容等

(野犬等の収容)

第17条 知事は、飼い犬以外の犬又は第9条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、その職員に、これを収容させることができる。

2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 前項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(収容の公示等)

第18条 知事は、前条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を規則で定めるところにより、3日間公示するものとする。

2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があつた場合にあつては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。

3 知事は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があつたときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前3項の規定(飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。)は、知事が、法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び法第19条第2項の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。

(犬、ねこ等の譲渡)

第19条 知事は、法第18条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者に適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

(野犬等の薬殺処分)

第20条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産を侵害することを防止するため緊急の必要があり、かつ、第

17条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを殺処分することができる。この場合においては、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を殺処分する旨を周知しなければならない。

2 前項の規定による殺処分の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 知事は、必要があるときは、第1項の規定による殺処分の実施について、市町村長に対し協力を求めることができる。

(感染症の予防)

第21条 知事は、動物の飼い主に対し動物に起因する感染症の予防対策の普及啓発を行うよう努めるものとする。

第5章 緊急時の措置等

(緊急時の措置)

第22条 特定動物の飼い主は、その飼育する特定動物が飼育施設から逃げ出したときは、直ちに保健所又は警察署に通報するとともに、当該特定動物の捕獲等を行い、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

2 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生したときは、直ちに特定動物が逃げ出さないようにすること等により、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

3 知事は、特定動物が飼育施設から逃げ出した場合において、人の生命又は身体に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を収容し、又は殺処分することができる。

(事故発生時の措置)

第23条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼育する特定動物又は犬が人の生命又は身体を侵害したときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、規則で定めるところにより、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼育する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第24条 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第8条第1号又は第2号の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第9条第1号若しくは第2号若しくは前条第2項の規定に違反している犬の飼い主があるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第9条第1号の規定に違反している犬の飼い主にあつては、犬を係留し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼育すること。

(2) 前条第2項の規定に違反している犬の飼い主にあつては、狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させること。

(3) 犬に口輪をかける方法により飼育すること。

(4) その他犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

3 知事は、飼育許可に係る飼育施設が第12条第1項第1号に規定する基準に適合していないと認めるときは、当該飼育許可を受けた者に対し、当該飼育施設の修理若しくは改造を命じ、当該修理若しくは改造が完了するまでの間特定動物の他の飼育施設への移送を命じ、又は当該飼育施設の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。

4 知事は、特定動物の飼育許可を受けた者が第14条の規定に違反していると認めるとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき、若しくは侵害するおそれがあると認めるときは、当該飼育許可を受けた者又は当該特定動物の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第14条の規定に違反している特定動物の飼い主にあつては、特定動物を飼育施設内で飼育すること。

(2) 特定動物を殺処分すること。

(3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、飼育施設、飼育施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼育に関し、飼育施設その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第26条 知事は、法第13条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 知事は、動物愛護管理員の事務を補助させるため、動物愛護技術員を置く。

第6章 雑則

(手数料等)

第27条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第11条第1項の規定により許可を受けようとする者 1件につき1万6,000円

(2) 第13条第1項の規定により許可を受けようとする者 1件につき1万円

2 法第18条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第19条第2項の規定により収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は第17条第1項の規定により収容された野犬等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保管に要した費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けずに特定動物を飼育した者

(2) 第13条第1項の規定に違反して、知事の許可を受けずに第11条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者

(3) 第14条の規定に違反した者

(4) 第24条第4項の規定による命令に違反した者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第24条第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第24条第2項の規定による命令(同項第2号に係るものを除く。)に違反した者

(3) 第24条第3項の規定による命令又は禁止に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料りに処する。

(1) 第9条第1号又は第2号の規定に違反した者

(2) 第22条第1項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

(3) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第24条第2項の規定による命令(同項第2号に係るものに限る。)に違反した者

(5) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(6) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑

又は料金を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(鳥取県飼い犬管理条例の廃止)

2 鳥取県飼い犬管理条例(昭和47年鳥取県条例第8号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に特定動物を飼育している者は、この条例の施行の日から起算して3月間は飼育許可を受けないで引き続き当該特定動物を飼育することができる。その者が当該期間内に飼育許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分がなされるまでの間も、また同様とする。

4 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の鳥取県飼い犬管理条例(以下「旧飼い犬条例」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした旧飼い犬条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第23条 狂犬病予防等業務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の規定に基づく野犬等の収容等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第23条 狂犬病予防等業務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務で人事委員会規則で定めるもの又は鳥取県飼い犬管理条例(昭和47年3月鳥取県条例第8号)の規定に基づく犬の捕獲等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

(検討)

7 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第49号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<p>(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>			<p>(法人税割の税率) 第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。</p>		
法人税割		税率	法人税割		税率
(1)(2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5	(1)(2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
<p>(2) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)</p>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8	<p>(2) 平成9年4月1日から平成14年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)</p>	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割	100分の5		イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割	100分の5
2～6 略			2～6 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

